01 警察庁（構造改革特区第22次 再々検討要請回答）

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
010010	求職者支援訓練等の公共事業を促進するため、求職者支援訓練を案内する配布物の配布のための道路使用許可期間の延長	道路交通法第77条 同第78条	道路使用許可については、道路交通法第77条第1項において、同項各号のいずれかに該当する行為について当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないと規定しており、同条各項及び第78条において許可申請の手続等を定めているが、許可期間についての法令の明文の規定はない。	道路交通法第77条、第78条では、一般交通において交通の危険・妨害が生じることを防止するため、警察署長の許可を受けるべく、申請手続しなくてはならないとしています。道路使用許可期間は、申請1回に当たり2週間となっており、手数料は1回2000円前後かかります。これを求職者支援訓練等、公共事業に関する案内の配布物の配布については、申請1回あたりの使用許可期間を1ヶ月まで延長可能とすべきであると考えます。	求職者支援訓練等の公共事業を案内する配布物の配布のための道路使用許可申請期間の延長による、求職者支援訓練等の公共事業の告知の拡大、認知度アップおよび事業の活性化。 【提案理由】 求職者支援訓練の周知活動において、所轄警察署と相談のうえ道路使用許可申請を行っているところ、申請1回につき許可期間は2週間程度と指導されているが、月に2回程度許可申請を行う必要があり、負担となっていることから、求職者支援訓練等の公共事業に限っては許可期間の延長を要望する。	E	－	道路使用許可の許可期間について法令上明文の規定はなく、個別の申請に対する許可の期間は、当該申請を受けた警察署長が、当該行為が行われる場所に係る道路交通の状況等の地域の実情、当該行為の目的や態様等、様々な事情を総合的に考慮して決定しており、国において、道路使用許可の許可期間を示すことは適切ではない。			E	－				E	－			1011020	株式会社東京リーガルマインド	東京都	警察庁
010020	求職者支援訓練等の公共事業を促進するため、求職者支援訓練を案内する配布物の配布のための道路使用許可申請手数料の減免	道路交通法第77条 同第78条	道路使用許可の手数料については、各都道府県の条例、規則により定められている。	道路交通法第77条、第78条では、一般交通において交通の危険・妨害が生じることを防止するため、警察署長の許可を受けるべく、申請手続しなくてはならないとしています。道路使用許可期間は、申請1回に当たり2週間となっており、手数料は1回2000円前後かかります。これを求職者支援訓練等、公共事業に関する案内の配布物の配布については、手数料は免除ないしは一定の割合の免除とすべきであると考えます。	求職者支援訓練等の公共事業を案内する配布物の配布のための道路使用許可申請手数料の減免による、求職者支援訓練等の公共事業の告知の拡大、認知度アップおよび事業の活性化。 【提案理由】 求職者支援訓練の周知活動において、所轄警察署と相談のうえ道路使用許可申請を行っているところ、申請1回につき手数料は概ね2，000円程度と指導されているが、月に2回程度許可申請を行う必要があり、負担となっていることから、求職者支援訓練等の公共事業に限っては申請手数料の減免を要望すること。	E	－	道路使用許可の手数料については、都道府県条例等により定められているもので、当庁で対応することはできない。			E	－				E	－			1011030	株式会社東京リーガルマインド	東京都	警察庁
010030	世界に認められる、21世紀のぱちんこビジネスモデル。ぱちんこ営業店内に「貸玉・貸メダル返却所を設置」(自然でシンプルな方式)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしている。 そして、法は、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。	ぱちんこ営業店による社会貢献活動の推進。ぱちんこ営業店内にぱちんこ営業店とは無関係の第三者（社会福祉団体・NPO）等による、貸玉・貸メダル返却所の設置を行い、遊技客が簡単便利で解りやすく、安心安全な店内で「玉・メダル」の返却を行うことが出来るシステム。	警察庁の犯罪統計により、少人数で多額の現金を扱う無防備な「ぱちんこ景品買取所」に対する凶悪犯罪が、いっこうに無くならない現実を鑑み（平成23年次、認知事件数18件）、改めてご提案をさせて頂きます。これらの凶悪犯罪を完全に無くし、グローバル時代にあって日本で生まれ大衆娯楽に発展したぱちんこが世界中で楽しんで頂けるためにも、新しい賞品交換システムモデルが必要であります。具体的にはｾｷｭﾘﾃｨがしっかりした設備のあるぱちんこ営業店内で「貸玉・貸ﾒﾀﾞﾙ」の買戻しを行い、遊技の結果に応じて換金を希望するお客様に対し、ぱちんこ営業店が風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行規則に定められた「貸玉・貸メダル」と同等金額で、ぱちんこ営業店内で運営する第三者（社会福祉団体・NPO）等が買戻すことが出来るシステムです。このシステムの採用により、文献によるところの、従来行われている不明瞭で不健全な三店方式と呼ばれる賞品交換システムによる不必要な経費を無くし、その経費により社会貢献を目的としたぱちんこ産業の地元への直接納税（社会福祉目的税の新設）を行うことができます。つまりぱちんこを今以上にシンプルで明るく健全で社会貢献出来る娯楽産業にする事が可能になります。その結果世界中の人々に本当のぱちんこの楽しさ素晴らしさを知っていただき、そして「健全なぱちんこ産業」を認めて頂くことにより、ぱちんこ産業が、カラオケ、漫画、ゲーム、アニメ等のように、初めて世界中に輸出できる体制となり、新たなレジャーとして輸出国での大衆レジャーと地元への社会貢献が出来るのであります。	C	Ⅰ	ぱちんこ営業所内において遊技客の玉又はメダルが現金で買い取られることは、ぱちんこ営業に関して現金が賞品として提供されること等と同一視でき、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。			C	Ⅰ				C	Ⅰ			1030010	株式会社玉越	愛知県	警察庁
010040	世界に認められる、21世紀のぱちんこビジネスモデル。ぱちんこ営業店が遊技客に貸出しを行う「貸玉・貸メダル」の最高限度額を変更する。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第35条第1項第2号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしている。 そして、法及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則は、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、遊技料金の最高限度額（ぱちんこ遊技機に係る玉1個につき4円、回胴遊技機に係るメダル1枚につき20円を超えないこと）について規制している。	「貸玉・貸メダル」の最高限度額を地域によって変更する。例えば愛知県の場合、現在の貸玉、玉一個につき4円、貸メダル、メダル一枚につき20円を超えないこととなっている「貸玉・貸メダル」金額を、それぞれ、玉一個につき5円（現行の25%UP）、メダル一枚につき25円（現行の25%UP）を超えないことに改定する。	現在の社会情勢を鑑み、再度ご提案させて頂きます。ぱちんこの貸玉金額は昭和53年(1978年)に玉1個につき3円から、玉1個につき4円を超えないことに改定されてから実に30年以上も見直しがなされておらず、ぱちんこフアンからは、貸玉金額の上限の改定を望む声があがっております。そもそもぱちんこ営業は法律により担保された遊技機により営業を行っており、18歳未満の者を客とし立入ることを禁止している等、適度な射幸性を保った最大の大衆娯楽産業であります。地域により、遊技客が望んでいるより幅広い「貸玉・貸メダル料金」から、貸玉にあっては玉1個につき5円、貸メダルにあってはメダル1枚につき25円を超えない金額の範囲内より、お客様の選択により遊技を行うことが、時代に適した遊技方法であるため、再度提案をさせて頂きます。成熟社会である現在にあっては個々の責任と意志を尊重し、たとえ貸玉金額の上限を改定したところで遊技機にはなんら影響はなく、ただちに当局が考える著しく射幸心をそそるおそれが生じる営業とは必ずしも判断されることは全くないと考えられるからであります。例えば昭和20年10月に最初の宝くじが発売されて以来、1等賞金が昭和22年には100万円だったものが、平成8年には1億円、平成11年には前後賞あわせて3億円、平成24年には前後賞あわせて5億円の宝くじが発売されており、今後もさらに当選金額が引上げられる見込みです。またtoto（サッカーくじ）に至っては最高当せん金額が6億円であることからも、国民の大衆娯楽であるぱちんこだけが過剰な規制を受けているといわざるを得ないのであります。	C	Ⅰ・Ⅲ	ぱちんこ営業に係る遊技料金の引き上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じることから、認められない。			C	Ⅰ・Ⅲ				C	Ⅰ・Ⅲ			1030020	株式会社玉越	愛知県	警察庁
010050	ぱちんこ営業店における賞品最高限度額の引上げを認める。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第19条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第35条第3項	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしている。 そして、法及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則は、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、賞品の価格の最高限度額（1万円を超えないこと）について規制している。	ぱちんこ営業店が、遊技の結果に応じて賞品として提供できる賞品の価格の最高限度に関する基準を3万円を超えないこととする。	現在ぱちんこ営業店では、賞品として多種多様な品揃えを行い遊技客に提供しているところではありますが、現在の賞品の最高限度額は、平成2年にそれまでの最高限度額3千円から1万円まで引き上げられた後、20年以上が経過しており、今日に至るまでその妥当性の検証がなされておらず、最近の健康ブームや消費者の高級志向により、現行の1万円を超えない等価の物品では必ずしも遊技客に満足のいく賞品を提供しているとは言い難く、上限を3万円に引上げることにより、貯玉・再プレー制度の活用と相まって今よりも一層多品種で高額な賞品を提供することが出来ます。また今回の提案は現在の社会情勢を鑑み、例えその物品の上限を3万円に上げたとしても遊技機になんら影響はなく、著しく射幸心を煽っていることにはならないと考えられるのであります。例えば、1万円の賞品を3個獲得する場合と、1個3万円の賞品を獲得する場合、共に賞品獲得金額は3万円であるが、現在の成熟した社会にあっては、3万円分の賞品を獲得する手段が、1万円の賞品3個と3万円の賞品1個の獲得方法のどちらかであったとしても、（例えば3万円の賞品1個を遊技客が獲得した場合）それだけでは著しく射幸心をそそられるとは決して言えないのであります。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律により担保された遊技機を設置し営業を行っているぱちんこ営業店は、適度な射幸性を保った健全な娯楽産業なのであり、例え賞品最高限度額を現在の1万円から3万円に引上げたとしても、「著しく射幸性をそそる行為」には何ら抵触することは無いと思われます。	C	Ⅰ・Ⅲ	ぱちんこ営業に係る賞品の最高限度額の引き上げについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。			C	Ⅰ・Ⅲ				C	Ⅰ・Ⅲ			1030030	株式会社玉越	愛知県	警察庁
010060	ぱちんこ営業店における賞品として、地域振興券（商品券）の提供を認める。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしている。 そして、法は、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。	ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて、地域を限定した商工会及びそれに準ずる団体が発行する地域振興券（商品券））を賞品として提供することが出来る。	ぱちんこ産業が日本（地域社会）の経済回復に貢献する。全国各地の地域商店街では、大型店（スーパー）の進出、消費ニーズの多様化、後継者難などに加え地域間競争が激化する等、商業環境が悪化する一方の為に、その経営がますます厳しくなってきています。これら低迷する商店街の活性化対策の一つとして、改めて「商品券」の持つ個人の消費意欲を喚起する即効性が期待されています。ぱちんこ営業店がある地域にとって経済発展の中核をなすような地域通貨もしくは地域振興券による限定商品券を賞品として提供することにより、地域経済の発展に大いに貢献できると考えられるのであります。	C	Ⅰ	ぱちんこ営業に係る賞品として、有価証券に該当する商品券の提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。			C	Ⅰ				C	Ⅰ			1030040	株式会社玉越	愛知県	警察庁
010070	ぱちんこ営業店における賞品として、宝くじの提供を認める。	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第23条第1項第1号	ぱちんこ営業は、客に遊技球又は遊技メダルを貸し出し、客が遊技球等で遊技をした結果に応じて客に賞品を提供する営業であるところ、その営業の形態によっては客の射幸心を著しくそそるおそれがあるため、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）において、ぱちんこ営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととしている。 そして、法は、著しく客の射幸心をそそるおそれのある遊技機の設置を禁止しているほか、現金又は有価証券を賞品として提供すること等を禁止している。	ぱちんこ営業店が遊技の結果に応じて、宝くじを賞品として提供することが出来る。	日本で生まれ大衆娯楽に発展したぱちんこは、戦後より実に大勢のファンの支持を得て現在に至っています。「ぱちんこ営業店」が賞品に宝くじを提供することにより、遊技客に夢を与え、また宝くじを仕入れることにより、当せん金付証票法上の宝くじ収益金増加が見込まれ、その収益金が公共事業等に使われることにより社会貢献を行う娯楽産業に発展する事がことが可能になります。	C	Ⅰ	ぱちんこ営業に係る賞品として、有価証券に該当する宝くじの提供を可能とすることについては、当該営業について著しく客の射幸心をそそるおそれが生じるとともに、当該営業が賭博罪に当たる行為を行っているとの評価を受ける可能性があることから、認められない。			C	Ⅰ				C	Ⅰ			1030050	株式会社玉越	愛知県	警察庁
010080	ミニカーの運転免許の緩和	道路交通法第84条 同第85条 同第88条	道路交通法第84条及び第85条の規定により、普通自動車を運転しようとする者は、普通自動車免許を受けなければならない。 道路交通法施行令は、普通自動車のうち一定の大きさ以下の原動機を有するものを「ミニカー」といい、乗車人員及び積載物の重量について特別の定めを置いている。	ミニカーの運転免許について、現行の道路交通法では、自動車の扱いとなり、普通免許が必要となるため、18歳以上でなければ取得できないこととなるが、同車両の運転に関して、普通免許より簡易の新たな免許制度を創設するか、または、普通自動二輪免許等の免許で運転を可能とすることにより、16歳以上であれば免許取得を可能とする。	現在、運転には普通免許を要するミニカーについて、免許要件を緩和し、環境に優しいミニカーの普及拡大を目指す。 具体的には、現行の道路交通法令では、運転には普通免許が必要な、1人乗りのミニカーについて、普通自動二輪免許以下の免許による運転を認める、又はより簡易な新たな運転免許区分での運転を認めることにより、16歳以上であれば免許取得を可能とする。	C	Ⅰ	本件要望は、18歳に満たない者のうち16歳以上のものが、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下の原動機を有する普通自動車（以下「ミニカー」という。）を運転することができる運転免許を取得することができるようにするものと解される。 ミニカーは、現行の道路交通法上の普通自動車であるが、その理由は ① 一般に、車室を有していること、後退できる機能を有していること、丸ハンドルであること等から、その構造、機能及び外見が他の普通自動車と共通すること ② 現実の交通の場面においては、車線変更、右左折、後退等について、他の普通自動車と同様の注意力、運転感覚、運転技能が必要とされており、自動二輪車等のものとは大きく異なること ③ 構造上15キロメートル毎時を超える速度を出すことができない小型特殊自動車と比較して、高い速度で走行することが可能であること 等の特性を有するためである。 このように、ミニカーは、小型特殊自動車より高い速度の中で、自動二輪車等よりも高度な注意力や運転技能等により運転しなければならない。すなわち、ミニカーは、普通自動車を運転するのと同等の運転技能等が求められることから、これを運転することができる運転免許を普通自動車免許と区別し、より簡易な運転免許試験等を導入すること又はミニカーに係る運転免許を取得することができる年齢を引き下げることは妥当でない。 なお、本件要望には「普通自動二輪免許等の免許で運転を可能とすることにより、16歳以上であれば免許取得を可能とする」とあるが、16歳以上の者が取得することができる運転免許で運転することのできる自動車等（普通自動二輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車）と、ミニカーの特性が異なることは先に述べたとおりであるから、当該運転免許を受けたことを理由としてミニカーの運転を認めることはできない。	右提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本提案が認められない理由として、16 歳以上の者が取得することができる運転免許で運転することのできる自動車等（普通自動二輪車、小型特殊自動車、原動機付自転車）とミニカーとの特性の違いが挙げられているが、その一方でミニカーとミニカー以外の普通自動車の特性の違いは一切論じられず、ミニカーとミニカー以外の普通自動車を一括りに「同等の運転技能等が求められる」と断じられている。 そこで、可能であれば、車両の安全基準その他ミニカーとミニカー以外の普通自動車の特性等の違いについても十分に検討して頂いたうえで、引き続き本規制緩和提案の実現の余地をご検討頂ければ幸いである。	C	Ⅰ	ミニカーとは、道路交通法上の普通自動車のうち、総排気量については0.050リットル以下、定格出力については0.60キロワット以下の原動機を有するものを指し、 ① 一般に、車室を有していること、後退できる機能を有していること、丸ハンドルであること等から、その構造、機能及び外見が他の普通自動車と共通すること ② 現実の交通の場面においては、車線変更、右左折、後退等について、他の普通自動車と同様の注意力、運転感覚、運転技能が必要とされていること 等の特性を有していることから、安全な運転に必要な適性、技能及び知識は、他の普通自動車と異なるものではない。したがって、ミニカーを運転するためには普通自動車免許が必要であり、また、ミニカーについて運転免許を取得することができる年齢を引き下げることは妥当でない。 なお、運転免許の種類は、運転することのできる自動車等の運転特性等に応じて定められているところであり、普通自動二輪車、小型特殊自動車又は原動機付自転車に係る免許については、車体の大きさ等が比較的小さいことや、走行速度が低いこと等に鑑み、普通自動車免許より低い資格年齢が定められているところである。			C	Ⅰ			1035010	個人	群馬県	警察庁